

平成26年5月21日

お知らせ

①平成26年5月27日16:00解禁

②平成26年5月29日16:00解禁

資料提供 | 三次記者クラブ

特殊車両の指導取締を実施します。

～指導取締要領の一部改正を受けて、取締の強化を図っています。～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

三次河川国道事務所では、広島県警察の協力を得て、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両については、適正な運行がなされるように指導取締を下記のとおり実施します。

平成25年度より、「特車車輛の通行に関する指導取締要領」の一部改正を受け、違反行為を繰り返す違反者に対しては、会社名や違反内容を公表することとしています。

① ■実施日時：平成26年5月27日（火）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号上り 三次市下志和地町地内

詳細な位置は「別紙-1」を参照

■協力機関：広島県警察 三次警察署

② ■実施日時：平成26年5月29日（木）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号下り 安芸高田市八千代町上根地内

詳細な位置は「別紙-2」を参照

■協力機関：広島県警察 安芸高田警察署

※留意事項：取締に関する報道の解禁は、それぞれの取締日の16時とさせていただきますのでご協力お願いします。

（当日の取材は現地で対応させていただきます。）

当日、雨天の中止の場合は10時までに連絡いたします。

●お問合せ先 国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（道路担当）

たなか としひこ
田中 敏彦

【担当】 建設専門官

かやま まさひろ
加山 正裕

【広報担当】 建設専門官

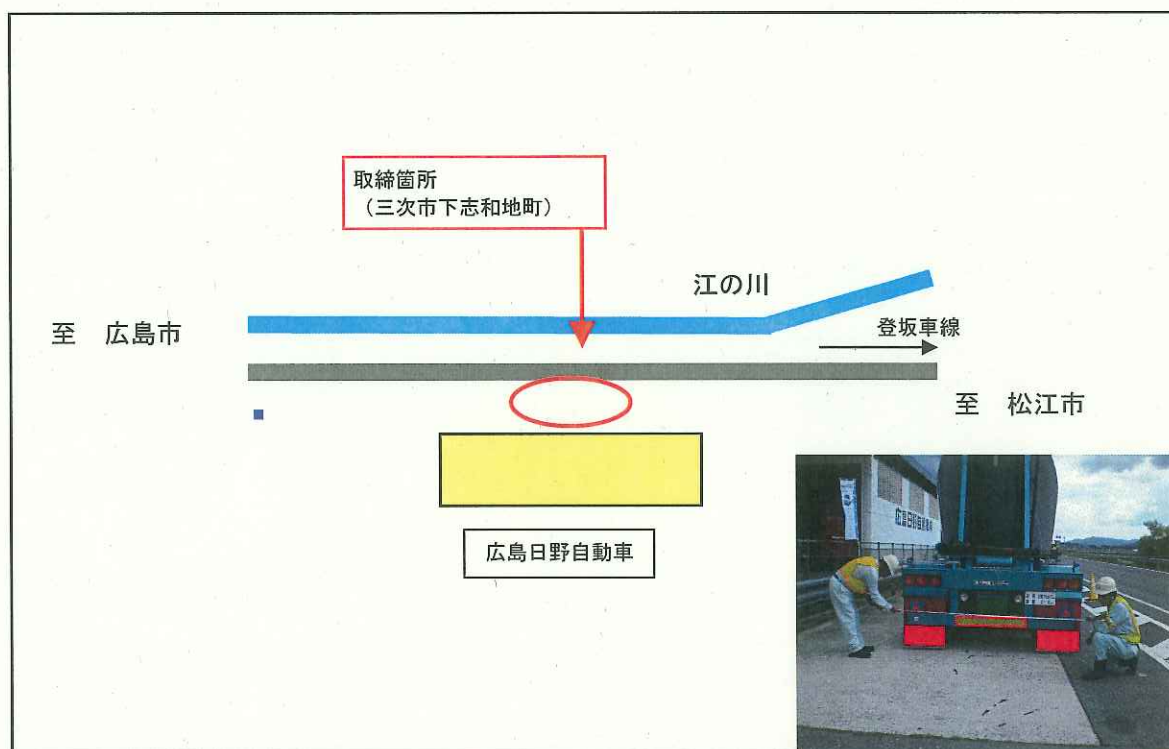
みぞかわ かつみ
溝川 克巳

TEL: (0824) 63-4121（代表）

※ 1 取締箇所位置図



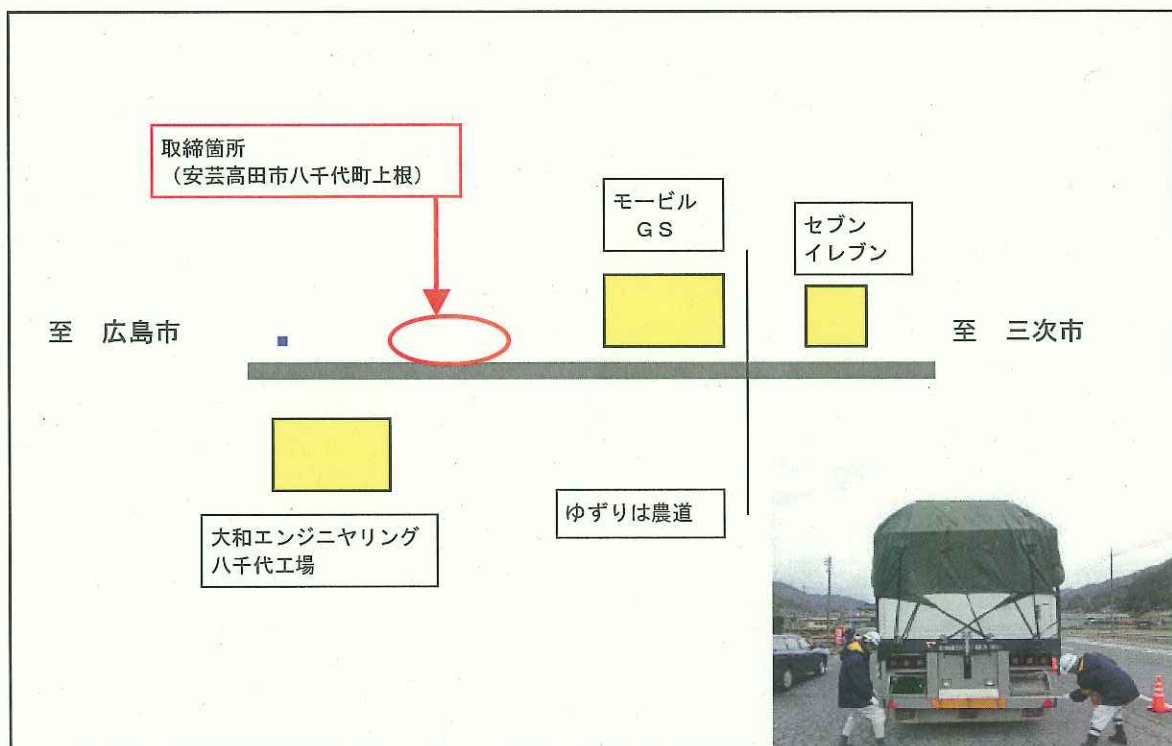
※ 2 取締箇所詳細図



※ 1 取締箇所位置図



※2 取締箇所詳細図



事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。
さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

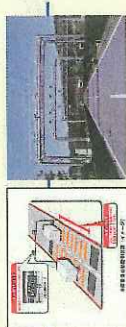
■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住 所	電 話 番 号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江河川国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課特殊車両係	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山河川国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区豊町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島河川国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒734-0022 広島市南区豊島2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒747-8585 防府市国衛1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>



国土交通省
中国地方整備局

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/>
〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL 082-221-9231

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?

「特殊車両通行許可制度」



特殊車両の通行による社会資本への影響

道路 国民の財産として大切に使うもの



【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になってきているものもあります。

車両 社会・経済活動に必要なもの



【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さ・構造、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等と下表のように決められています。

項目	道路の構造による制限 (車両間隔等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	全長 12m ただし、自動車の長さ は、12mを超えてはならない。 (ただし、12mを超えてはならない。)	自動車全長 12m ※ 特殊な理由で、トラック等 は、12mを超えてはならない。 (ただし、12mを超えてはならない。)	規定なし ただし、他の車両を牽引 する場合は25m
幅	全幅 2.5m ただし、自動車の幅は、 2.5mを超えてはならない。 (ただし、2.5mを超えてはならない。)	自動車全幅 2.5m	規定なし ただし、自動車の幅は、 2.5mを超えてはならない。 (ただし、2.5mを超えてはならない。)
高さ	全高 3.8m (一部道路では4.1m)	自動車全高 3.8m (一部道路では4.1m)	規定なし ただし、自動車の全高は、 3.8mを超えてはならない。 (ただし、3.8mを超えてはならない。)
総重量 (車+乗員+荷物)	20t ただし、自動車の構造に 応じて異なる。	自動車全重 20t	規定なし ただし、自動車の構造に 応じて異なる。
軸重 (4)	軸重 10t	自動車全重 10t	規定なし ただし、自動車の構造に 応じて異なる。

どれか1つでも超える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が搭載されている場合にあってはその技術におおるものをいい、他の車両を牽引している場合には当該牽引されている車両を含む。）の長さ、重量、高さ、及び最小半軸間の最高制限は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両の長さ、重量、高さ、重量又は最小半軸間の政令で定める最高制限をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は重量に種別を付する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとすることを申請に基いて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高制限又は同条第3項に規定する限度を超える車両の通行を許可することができる。

ルールを守って
みんなが安心できる
きれいな道路を！

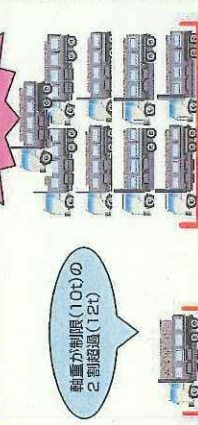
過積載車両が及ぼす 橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



過積載車両が 及ぼす 橋への負担

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!



例に、大型車両1台が、重量10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請される経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受けた道路管理者(例えば国土交通省)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。



規制情報等はリアルタイムで更新しています
申請及び通行時の参考にしてください。



【ポイント】>道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

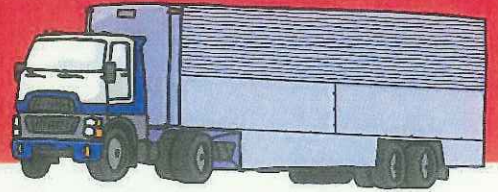
>許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
>申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に速度が低い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないこととなります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!
申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

誘導車条件の遵守にご協力ください



特殊車両の通行条件

一定の大きさや重量を超える車両（特殊車両）は、通行において道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で義務付けられています。通行条件として、重量については4種類、寸法については3種類のものに従って通行しなければなりません。

許可書に附される重量・寸法に関する通行条件は、次のとおりです。

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

※その他、通行時間帯の指定がある場合も遵守が必要です。

誘導車が
必要です

誘導車とは

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置が必要なものです。一般的には普通乗用車を用い、「特殊車両誘導中」といった表示を前後誘導車に示すことが望ましいです。



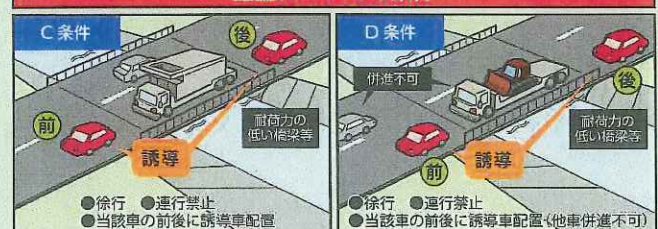
道路はみんなのもの。
ルールを守って通行
しましょう！
国土交通省からのお
願いです。

誘導車の役割

寸法についての条件



重量についての条件



★特車オンライン申請の紹介はコチラ → <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

特車 PR

検索

罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。